一般事業主行動計画(第二期)

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全 ての従業員がその能力を十分に発揮することができるようにするため、次のように行動計画を 策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日から2021年3月31日までの2年間

2.内容

目標 1:計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする 男性従業員・・・計画期間中に1人以上の取得、または子の看護休暇の取得

女性従業員・・・取得率 95%以上の取得

(対策)

目標 2:休暇の取得促進

(対策)

●2019 年 4 月~ 各部署の年次有給休暇取得率を共有し、取得率 50%以上を維持する。

目標 3: 育児時短勤務時間制度の拡大

(対策)

●2019年4月~ 育児時短勤務に該当する子の対象を小学校4年の始期に達するまでに延 長する。